

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.224

(2021.03.02)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」(福島県共募)の募集について

1 趣旨

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により、福島県内では多数の住家被害が発生し、県内8市9町に災害救助法が適用されました。

福島県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年2月福島県沖地震災害義援金

3 受付期間

令和3年2月24日(水)から令和3年5月31日(月)まで

4 義援金の受け入れについて

(1) 銀行振込

<口座番号> 東邦銀行 渡利支店 (普) 442706

<口座名義> 社会福祉法人福島県共同募金会 会長 只野裕一

- ・東邦銀行本支店窓口からの振込みは、期間中の手数料が無料となります。
- ・全国地方銀行協会加盟の各地方銀行本支店窓口からの振込みも、期間中の手数料が無料となります。

(2) ゆうちょ銀行(郵便局)

<口座番号> 00170-7-421277

<口座名義> 福島県共同募金会令和3年2月福島県沖地震災害義援金

- ・全国のゆうちょ銀行本支店窓口及び郵便局窓口からの振込みは、期間中の振替手数料が無料となります。

5 義援金の配分

本会に寄託された義援金については、福島県、日本赤十字福島県支部、福島県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の市町村を通じて対象者に配分されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととします。
- (2) この要綱は、令和3年2月24日（水）から施行します。
- (3) この要綱は、令和3年3月1日（月）から施行します。

8 問合せ先

社会福祉法人福島県共同募金会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 1 1 1

TEL : 024-522-0822

FAX : 024-528-1234

E-Mail : akaihane@axel.ocn.ne.jp

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年2月福島県沖地震災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。